

職員の私物のスマートフォン、カメラ等の利用についてのルールを考えませんか？

- ✓ 勤務中の使用を厳に禁止している保育施設等は全体の約34%
- ✓ それ以外の保育施設等では決まりはなく、職員の意識に委ねているなど使おうと思えば使える状況に

児童福祉施設の職員が私物のスマートフォンで子どものトイレの様子や着替えの様子を盗撮する事件が発生しています。職員の私物の持込や利用について十分な注意が必要です。知らないうちにネットに流出するリスクもあります。

多くの事業者がカメラ設置を始めています

- ✓ 保育記録用のカメラや防犯用のカメラを設置している保育施設等は全体の約61%
- ✓ それ以外の保育施設等でも設置や効果的な活用方法を検討している園が多数

保育記録用カメラの設置が効果的です。
あなたの園でもカメラの設置を検討されてみてはいかがでしょうか？

保育事業者は苦情の適切な解決に努めなければならないとされています

- ✓ 全体の約78%の保育施設等ではホームページや園の掲示板に掲出したり、入園のしおりやパンフレットなどで苦情解決制度を告知
- ✓ 一方で、苦情解決制度を知らなかったり、第三者委員を設置していなかったり、制度はあっても周知が十分にされていない保育施設等があった

苦情解決制度は、早急に不適切保育対策を講じていくことができるなど利用者の権利擁護を目的とした仕組みです。まずは、自園において、きちんと運用できているか確認してみるところから取り組んでみませんか？

04 不適切保育の未然防止策（人権意識）

子どもの人権について高い認識をもつための第一歩は、子どもを一人の人間として、私たち保育者と対等な存在であると認識することです。

様々な機会を通じて、自分の考え方やこだわりとの違いに出会い、常に謙虚な姿勢でそれらの新しい学びを受け入れていく寛容さを持つことも保育者の専門性です。

1

チェックリスト等の活用

全国保育士会のセルフチェックリストなどを活用して、定期的に自分の保育の振り返りを行います。職場全体の取組としてチェックリストを取り入れることができれば、保育者が常に自らの対応を振り返ることが可能です。



全国保育士会 チェックリスト

人権擁護のためのセルフチェックシートは全国保育士会のサイトからダウンロードできます

2

研修や実習への積極的な参加

研修や実習などに参加できる機会を見つけて、積極的に参加するようにします。中堅やベテランの保育者の方も、時代の移り変わりの中で変化してきたことを身につける必要が出てきています。施設長などの管理者は、保育者の学習の機会を積極的に設けて提供していくようにします。

3

保育者間の意見交換や振り返りの機会の確保

日々の保育について、定期的に振り返を行い、子どもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応などについて、保育者同士で率直に対話ができる場を用意することも非常に効果的な取組です。

毎朝のメンタルチェックもおすすめてです！

心身の疲れが溜まり、ストレスを抱えた状態で保育を行っている、ちょっとした子どもの言動や思いどおりにならない状況に出会ったときに、思いがけず厳しい表情や態度を向けてしまったり、必要以上に大きな声を出したりしてしまうことがあります。

毎朝、苛立ちやストレスが尾を引いてしまっていないか、自己点検してから仕事場に入る習慣をつけたり、園の取組にできると良いですね。



区内保育施設等の取組を紹介します!!

私たちの園では、不適切保育について、職員間で意見交換をすることが当たり前になりました



すごい！
みんなそうやって
いるんだね

チェックリストと園内研修で日々の保育を客観視

私たちの園では、全国保育士会の子どもを尊重する保育のための人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、毎月、全職員でチェックと振返りを行っています。

他にも、公表されている不適切保育の事例を基に、定期的に不適切保育における未然防止のために、研修を実施し振返りを行っています。

実際の事例を知ることで、自らの言動と比較したり、職員同士で知識や経験の共有をしたり、自身の保育について客観視することと、職員間でお互いが言い合える環境を作っています。

05 不適切保育の未然防止策（職場環境）

不適切保育を未然に防止するためには、良好なチームワークとその基盤となる風通しの良い職場風土が必要になります。

また、自分以外の誰かに見られている環境は、冷静さを取り戻したり、踏みとどまったりすることができる予防効果も得られるため、意識的に複数人体制による保育の実践や見通しの良い保育環境づくりを推進することが有効です。

1

指摘しあえる職場風土づくり

違和感を覚えるような関わり方をそのままにしない職場風土づくりが欠かせません。保育者同士がお互いの立場を尊重しながらも、おかしいと感じたことをきちんと伝えることができる雰囲気を目指します。園長等や保育主任といった役職者も不適切なことを見て見ぬふりをしない姿勢を率先して示していきます。

2

『死角』をつくらない保育環境の整備

不適切な保育は他者の目の届かないところで行われやすいため、日々の保育環境を見渡して、『死角』・『密室』になっているところを点検します。子どものプライバシーにも十分配慮しながら、保育記録カメラや扉の透明化等の対策を講じます。

3

複数人体制による保育の実践

日課の中にも、午睡の時間など保育者が手薄になってしまいがちな状況や現状があります。保育者の休憩時間や仕事量にも十分に配慮の上、複数人体制による保育を行うことを目指していきます。

4

子どもへの権利教育の実施

犯罪行為にあたるような事案は、何か対策を講じたとしても周囲の職員に気づかれないように秘密裏に行われてしまうことがあります。そのため、子ども自身がその脅威に気づき対処できるようになるための権利教育が必要です。不適切な保育の内容を子どもたちにも明示して、安全や安心が脅かされた場合に逃げたり周囲の職員に声を上げるなどの対処方法を教えます。

区内保育施設等の取組を紹介します!!

『死角』をなくして職員が目が行き渡るように



死角の検討をして改善をしました。相談室や教材庫のガラスの目隠しを小さくしたり、とったりして室内が見えるようにしました。

午睡時には、続きのドアを開けるなどして、締め切った部屋に職員一人となることがないように工夫しています。



死角を無くす取組として、カーブミラーを取付けたり、部屋の扉に小窓を付けたりしました。

プライベートゾーンの話をし、自分の体や気持ちを大事にすることへの意識の啓発を行っています



自分の気持ちを大切にしてほしい

子どもへの
権利教育



06 発生時の対応

不適切保育が疑われる場合には、当該保育施設等と区担当部署とが役割分担をしながら事実確認をすることになります。調査の結果、それが事実であった場合には、当該保育施設等が組織を挙げて、改善に向けた解決策をまとめ、保育施設等全体で改善に向けた取組を進めます。

発生時に、戸惑ったり迷ったりしているうちに事態が悪化してしまうことを防ぐためにも、職員や保護者等から相談を受けた場合の対応マニュアルを備えて職員に周知しておくことも大切です。

STEP 1

不適切な事案に気づいた時の職員の対応

保育者は、常に自らや周囲の保育者の子どもへの関わりが良かったのかどうか振り返るなどして、保育内容の改善につなげることが大切です。

まずは、日々の保育の中で感じたり気づいたりした疑問や違和感については、積極的に施設長や先輩保育士、同僚などに相談します。保護者から話をされた場合も同様です。

園内で思うような対応をしてくれなかったり、状況が改善しないなどの場合には、区の窓口相談しましょう。

STEP 2

報告・相談を受けた時の保育施設等の対応

施設長は、関与が疑われる保育者やその他の保育者から聴き取りを行います。事実関係を踏まえて、関係する保育者や保護者と話し合いを実施します。

また、区の担当部署に対して、速やかに情報提供と相談をして、今後の対応について必ず協議をします。

発生した事案によっては、区が事実確認を行うといったことも想定されます。その場合には、区担当部署の指示や助言を受けながら連携して対処していきます。

STEP 3

通報・相談を受け付けた時の区の対応

区の担当部署は、相談・通報を受けた際は、組織的な判断のもと、保育施設等に対して必要な指示や助言を行います。また、事案の内容によっては、保育施設等に代わって、相談者や保育施設等関係者から丁寧に状況等を聴き取りつつ事実関係を把握するための調査をします。

虐待等や不適切な保育が行われたと判断される場合には、改善のための指導やフォローアップを行います。

1

不適切保育が疑われる事案の発生

- ・主任や施設長等の責任者へ相談
- ・施設長等から設置主体へ相談
- ・責任者や設置主体の対応が十分でないときなどは区の窓口へ相談

2

区への情報提供・相談

- ・把握した状況等を速やかに情報提供・相談
- ・区の担当部署と今後の対応について協議

3

事実確認

- ・関与が疑われる職員への聴取り
- ・周囲の職員への聴取り
- ・発生した日時や日課場面等の検証
- ・子どもへの聴取り

子どもへの配慮を忘れずに！

子どもへの聴取りでは、繰り返し聞いたり問い直したりすることで話してくれたことを撤回してしまったり、事実と異なることでもうなずいたりすることがあるため、子どもの言うことを語りのまま受け止めるような配慮が必要です。



4

不適切保育に該当するかどうかの判断

- ・子ども側の立場に立ったときにどう捉えるか
- ・不適切保育の定義に照らしてどうか
- ・子どもの状況、職員の状況等から総合的に判断してどうであったか

5

改善に向けた取組の推進

- ・再発防止策の検討・策定
- ・子どもや保護者のケア
- ・その他の子どもやその家庭への誠実な対応
- ・関与した職員や周囲の職員のケア

区の担当部署とも十分に連携をしましょう

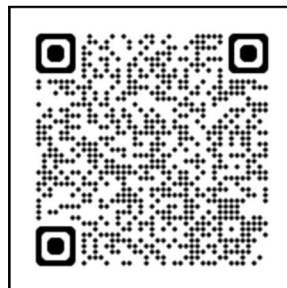
不適切保育が疑われる事案については、速やかに対応していくことが大切です。事案が発生した場合は、遅滞なく区の担当部署へ報告・相談し、その指示や助言を受けながら連携して対処していきます。



**不適切保育が疑われる事案が発生した場合は、
こちらの窓口にご相談ください。**

連絡先・相談先

保育所等における不適切な保育
に関する相談窓口



ひと、つながる。
墨田区